

理事職務内規

2011年5月19日制定

2012年6月6日改定

2025年4月25日改定

(目的)

第1条 この内規は公益社団法人日本麻醉科学会（以下、「この法人」という。）の定款第28条に基づく理事の職務に関し必要な事項を定める。

(職務)

第2条 理事の職務は次のとおり定める。

- 1) 理事は、常置委員会の委員長、特別委員会または理事会が設置した組織の委員長、またはこれらの委員会副委員長となる。ただし、理事長となったものを除く。
- 2) 支部代表理事は、支部長となる。
- 2) 支部代表理事は、支部運営委員と協力し、当該支部を管理・運営し、この法人の理事会に該当支部の活動を報告する。

(内規の変更)

第3条 この内規の変更は、諸規則制定に関する規程第4条（4）に従ってなす。

附 則

1. この内規は2011年5月19日から施行する。